

規制改革推進会議 医療・介護・感染症対策WG ヒアリング資料

介護、障がい者、保育サービスにおける 管理者等の人員配置基準の柔軟化について (現状の課題・事業者からの要望)

令和4年10月20日(木)



一般社団法人 **日本在宅介護協会**

会員事業者：アースサポート株式会社 業務推進部長 櫻井千恵美

(本社) 所在地：東京都渋谷区本町1-4-14 電話：03-3377-1100

介護事業における「負のスパイラル」 (イメージ図)

① 介護人材不足の悪化

- スタッフの高齢化による、離職ラッシュ
介護保険スタート当初40代→現在60代へ
- 労働人口減による、更なる介護人材の採用難
特に有資格者・非常勤の採用に各事業者苦戦
- 他産業への転職
働き方改革が進む中、在宅勤務を希望する若者や待遇面の不安を抱える中堅の離職なども増加

② 事業の休止・廃止、加算取得を断念

- ・ 退職に伴う人員不足を安定的に確保できない
- ・ 稼働できる人材はいるが、現行基準に満たない
- ・ 一度休止すると、再開は困難
- ・ 人員要件により、加算取得が困難

⑥ 国民の不利益

⑤ 介護保険制度の維持困難

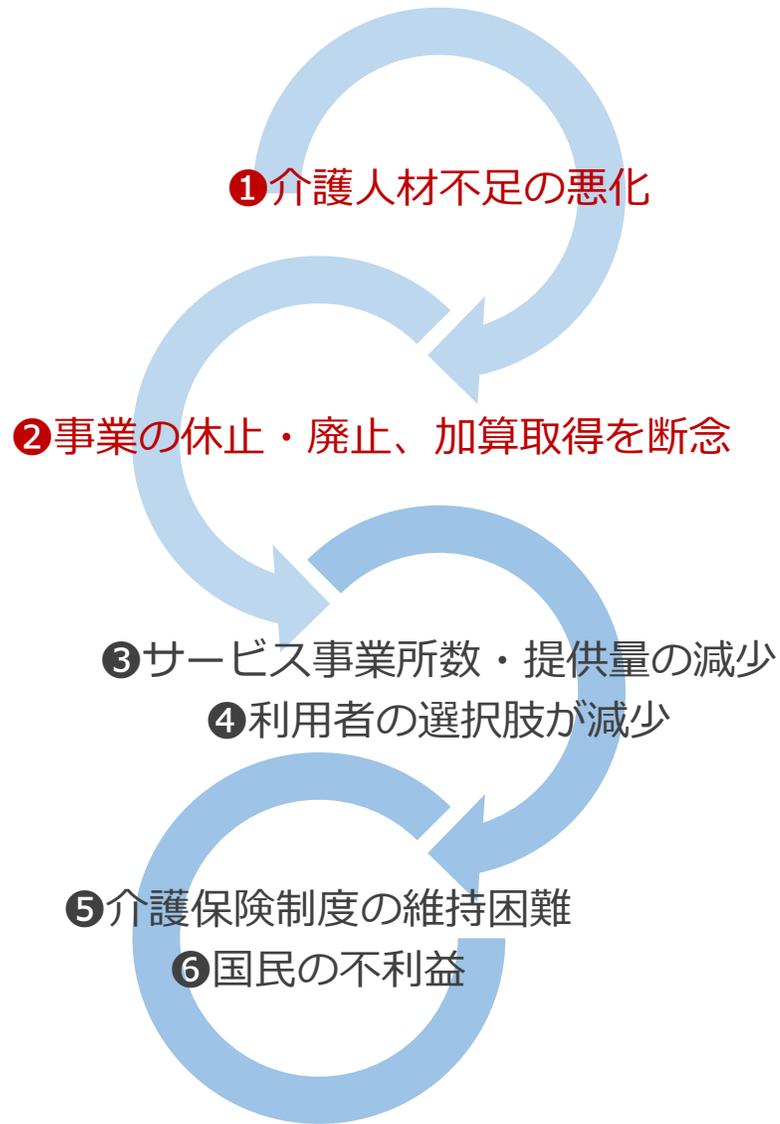
④ 利用者の選択肢が減少

- ・ 地域、サービスにより選択の幅が狭まる
- ・ 最悪の場合、希望するサービスを利用できない

③ サービス事業所数、提供量の減少

「人員配置基準」に関する現状の課題と要望

介護事業における「負のスパイラル」(イメージ図)



前提として

- ・ 利用者が事業所を選択。契約に基づくサービス利用が可能な制度。
- ・ 介護事業において、「安全」「安心」の担保は絶対条件。
- ・ 人員配置基準は、安全・安心を担保する為に規定されたルールの1つ。

現状の課題

- ・ 介護人材の不足（現在も苦勞しているが、今後はさらに厳しい）
- ・ ローカルルールにより、地域によって基準を上回る規制が存在する。
- ・ 現行の人員配置基準の中には、現場の視点から、柔軟化・見直しが可能と考えられる項目がある。
(人的資源の有効活用、生産性向上の取り組み促進)

「人員配置基準」に関する現状の課題と要望



「安全」「安心」を確保するための基準は、配置数・資格要件等の人員配置基準以外にも多数定められている。

要望

- ① 人員配置基準の柔軟化・見直し
- ② ローカルルールの撤廃

※P5-11に、要望の具体事例を掲載。

【具体事例】

要望① 「人員配置基準の緩和」

配置数（常勤換算計算方法を含む）／資格要件／配置職種の見直し

【具体事例】 要望① 人員配置基準の緩和

● 配置数（常勤換算計算方法を含む）

事業名		具体的な要望
共通	管理者	<ul style="list-style-type: none">・ 管理者の管理時間に関するローカルルールの撤廃。（例：管理時間を1日4時間以上）・ 近隣施設との管理者兼務が認められるよう、人員配置基準を緩和。・ 管理者が兼務できる職種数が制限されないよう、ローカルルールを撤廃。
	常勤換算	<ul style="list-style-type: none">・ 常勤換算数に、非常勤の有休取得時間や集合研修参加時間等を含めることができるよう、ルールを緩和。
訪問介護		<ul style="list-style-type: none">・ 非常勤サービス提供責任者の配置基準である「常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の2分の1以上」を撤廃。・ サービス提供責任者配置数について、前3か月の平均利用者数に加え、当月の利用者数又はサービス提供時間数450時間のいずれかに応じた配置が認められるよう緩和。・ サービス提供責任者の配置数について、総合事業の利用者分については、ゼロ又は0.5人としてカウントするよう緩和。・ 常勤換算2.5以上について「サービス提供責任者1名、訪問介護員1名以上」へ緩和。
通所介護		<ul style="list-style-type: none">・ 生活相談員の確保すべき勤務延べ時間数に、送迎の添乗・緊急搬送対応を含めるよう緩和。
小規模多機能型居宅介護		<ul style="list-style-type: none">・ 「通い」について、介護職員の配置基準「3：1」を緩和。（例：通所介護と同様等）・ 前年度の平均利用者数に対する職員配置を撤廃し、当日又は利用月の利用者数に応じた配置へ見直し。
特定施設入居者生活介護		<ul style="list-style-type: none">・ 看護職員について「1人以上は常勤」という基準を「常勤換算方法で1以上」へ緩和。

● 資格要件

事業名	具体的な要望
共通	・ 管理者要件に関するローカルルールの撤廃。（例：実務経験2年以上）
訪問介護	・ 訪問介護員の資格要件に看護師を追加。
通所介護	・ 生活相談員要件に関するローカルルールの撤廃、要件の拡充。 ① 介護職員としての実務経験年数を相談員要件に加える。 ② 介護福祉士を相談員要件に加える。
福祉用具貸与	・ 福祉用具専門相談員の資格要件に、介護福祉士、ヘルパー1級、介護職員基礎研修等を追加。
認知症対応型共同生活介護	・ 管理者の資格要件を緩和。（例：特定施設と同様の基準へ変更） ・ 計画作成担当の資格要件を緩和。

● 配置職種の見直し

事業名	具体的な要望
通所介護	・ 動画配信等により、標準化された運動プログラムが提供されるようになっており、通所介護における機能訓練についてはマンパワー以外の方法で代替可能。機能訓練指導員の配置を基準から撤廃し、個別機能訓練加算取得の要件へ変更。

【具体事例】

要望② 「加算要件の緩和」

特定事業所加算

【具体事例】 要望② 加算要件の緩和

● 特定事業所加算

事業名	具体的な要望
訪問介護	・ 特定事業所加算の取得要件の見直し 人材要件（6）の内容について緩和。
居宅介護支援	・ 特定事業所加算の取得要件の見直し 特定事業所加算 I 算定月の要介護度3~5の割合40%以上を撤廃。

【具体事例】

要望③ 「人材の拡充に向けた緩和」

研修主体の拡充／特定技能実習生の範囲拡充／主任ケアマネ資格取得要件の標準化

【具体事例】 要望③ 人材の拡充に向けた緩和

● 研修主体の拡充／特定技能実習生の範囲拡充／主任ケアマネ資格取得要件の標準化

事業名	具体的な要望
共通	・ 無資格者の雇用及び養成を推進しやすくするために、総合事業の担い手研修の主体となれるよう、規制を緩和。
訪問介護	・ 特定技能1号（介護）が従事できる業務範囲について、訪問介護・訪問入浴などの訪問系サービスへ拡充。
居宅介護支援	・ 主任介護支援専門員取得の要件が、保険者ごとに異なる。要件を標準化し地域格差を是正。